附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

サービス産業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十八号

サービス産業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　サービス産業消費喚起事業給付金については、その申請者が経済産業大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができる。

2　前項の規定により概算払をしようとするときは、経済産業大臣は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）に基づき、及び同法を実施するため、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の申請）

第二条　法第九条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第一による申請書を、同項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3　主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム導入計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　二以上の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第三条　主務大臣は、法第九条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム導入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第三の認定書を交付するものとする。

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　導入計画認定番号

三　認定導入事業者の名称

四　認定導入計画の概要

（認定導入計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　認定導入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定導入事業者は、遅滞なく、様式第六によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　法第十条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更の認定を受けようとする認定導入事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3　二以上の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。